

寝屋川市障害福祉計画（第2期計画）の策定について

1. 計画策定の目的

平成18年度に施行された障害者自立支援法により、すべての市町村が、3年を1期として、必要となる障害福祉サービス等の確保のための方策を定めた障害福祉計画を策定することになりました。

本市では、平成19年3月に「寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）」（計画期間は平成18～20年度）を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進するとともに、障害福祉サービス等を推進するしくみづくりに取り組んでいます。こうしたなかで、障害者自立支援法に基づく新体系サービスが徐々に増加し、利用者数も増えてきています。また、利用者負担の軽減やサービスを提供する事業者への支援など、実情をふまえた制度運用や制度改正に向けた検討もすすんできています。

また、本市では、今後の障害者支援の基本方針となる「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を平成20年3月に策定しました。この計画は「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念に掲げ、市民、関係団体、事業者等と連携し、みんなでノーマライゼーションのまちづくりをすすめていくことをめざしていますが、計画を効果的に実現していくために、社会情勢や課題等に応じて重点的に取り組む事項等を障害福祉計画で定めながら推進していくものとしています。

こうした状況をふまえ、新体系サービスへの移行を完了する平成23年度を目標年次として障害福祉サービス等を的確に提供していくための方策、および、障害者長期計画とも連動して障害者支援を効果的に推進していくために取り組む事項を定めるよう、第2期の障害福祉計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、国や大阪府が作成する基本指針をふまえて策定します。

また、「寝屋川市障害者長期計画」を具体的に推進していくための計画として、3年間に重点的に取り組むべき事項等についても盛り込むものとします。

あわせて、本市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」との整合性にも配慮して策定します。

3. 計画の期間

この計画は、平成21～23年度までの3年間の計画として策定します。

4. 計画の策定方法

この計画は、「寝屋川市障害者長期計画」と的確に連動して策定・推進していくよう、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて策定します。

また、市民の意見を広く聴くため、計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケートや事業者・関係団体等へのヒアリング等を実施し、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」での協議に反映していくものとします。

計画策定の概要スケジュール

	平成20年						平成21年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現況と課題の整理	→			◎	→				
			アンケートの実施						
サービス見込量等の推計			→						
サービス推進方策等の検討			→						
重点的に取り組む事項等の検討			→						
計画の作成					→		◎	→	
							素案作成		
パブリックコメントの実施							→		
推進委員会の開催	○			○		○			○

※アンケートの実施についての考え方

- ・ 障害福祉計画の中心的な検討課題である障害福祉サービス等に対するニーズを把握するために、障害当事者の方々（3,000人）へのアンケート調査を実施します。
- ・ 第1期計画を策定する際に実施した調査の回収状況等もふまえ、回答される方の負担にも配慮して、できるだけ項目を絞り込んで調査票を作成します。
- ・ 障害者施策等に関するご意見等を自由に記述していただく欄を設け、その内容を分析することで、障害福祉サービス等へのニーズや長期計画のなかで重点的に取り組むべき事項等へのご意見を把握し、計画に反映していきます。

(調査項目として考えられるもの)

○回答者の基本的な属性と障害の状況

- ・ 性別、年齢、障害の種別、手帳の等級・判定
- ・ 障害程度認定（区分）や要介護認定（要介護度）の状況
- ・ 介護の必要度、介護の状況や介護に関する問題点等
- ・ 就業の状況や今後の意向
- ・ 住まい方の状況や今後の意向

○障害福祉サービス・地域生活支援事業等の利用状況やニーズ

- ・ サービスの充足度、サービスの評価・問題点
- ・ サービスを利用していない場合の理由と今後の利用意向

○障害福祉サービス等や障害者支援全般に関する意見

(自由記述)